

○飯塚市まちづくり協議会買物等対策事業費補助金交付要綱

平成30年3月30日

飯塚市告示第83号

改正 R2-75(題名改称)

(趣旨)

第1条 この告示は、協働のまちづくりを推進するため、地域住民が積極的に参加し運営する買物等対策事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R2-75一改)

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、飯塚市交流センター条例(平成29年飯塚市条例第22号)第2条に規定する交流センターが設置されている地域内において、そこに住む個人、団体等で構成されるまちづくり協議会(以下「まちづくり協議会」という。)とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) まちづくり協議会が運営主体となり実施する事業
- (2) 市民が利用しやすく継続的な運営を実施するための計画が立案されている事業
- (3) 買物や通院等の市民の日常生活確保、維持に資する目的で行う前条に規定する地域等における移動手段を確保するための事業又は移動販売車を使用して食料品等を販売する事業

(R2-75一改)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該事業実施に伴い収入が生じる場合は、これを控除した額とする。

2 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 車両運行業務委託料
- (2) 車両借上料
- (3) 運転手謝金
- (4) 車両の運行に係る燃料費
- (5) 損害保険料(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する自動車損害賠償責任保険の保険料及び自動車損害賠償責任共済の共済掛金を除く。)

(6) 事業の広報及び調査等に係る事務費及び消耗品費

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業実施のため、特に市長が必要と認める経費  
(補助金の申請)

第5条 補助金の交付申請をする場合にあっては、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) まちづくり協議会規約

(2) 当該事業に係る収支予算書

(3) 買物等対策事業計画書(事業の目的、期間及び実施方法並びに利用方法等がわかる書類をいう。)

(4) その他特に市長が必要と認める書類

(R2-75一改)

(事業の計画変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、決定した事業内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更がなく、かつ補助金の交付目的の達成に支障がない変更についてはこの限りでない。

(実績報告の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 車両運行実績報告書

(2) 利用者数報告書

(3) 当該事業に係る収支決算書

(4) その他特に市長が必要と認める書類

(経理書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 告示第75号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。